

学校行事に関すること Q&A

文部科学省

問1 入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、開校記念に関する儀式、新任式、離任式等の実施に当たっては、具体的にどのような感染拡大防止の対策が考えられるか。【1月7日更新】

- 入学式、卒業式、始業式、修了式、開校記念に関する儀式、新任式、離任式等を実施する際には、こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとったり、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりする等の開催方式の工夫を講じるなどの工夫を講じていただきたいと思えます。

<感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）
- ・会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付など）

問2 修学旅行の実施について、文部科学省はどう考えているか。【4月30日更新】

- 修学旅行の実施については各学校や学校設置者において判断していただくものですが、文部科学省としては、修学旅行は学習指導要領に定める特別活動の中の学校行事に位置づけられ、子供たちにとってかけがえのない貴重な思い出となる有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童生徒の心情等を考慮し、適切な感染防止策を十分講じた上で、その実施について特段の配慮をお願いしたいと考えています。特に、令和2年度に実施予定であったものの実施できなかった学校においては、改めて実施に向けた御検討をお願いしたいと考えています。
- 学校や教育委員会等の学校設置者においては、学校の所在する地域や修学旅行の目的地となる地域の感染状況、関係自治体の方針等をしっかり把握の上、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）や「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を十分に踏まえ、感染防止策の確実な実施や保護者などの御理解・御協力を前提に、適切に判断していただきますようお願いいたします。
- 実施に当たっては、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（一般社団法人日本旅行業協会等作成）等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて行ってください。なお、児童生徒や同居する家族等の健康観察も徹底した上で、家族等に発熱・体調不良者がいる児童生徒は、修学旅行への参加を取りやめていただくなどの配慮をお願いしたいと考えています。
- 緊急事態宣言の対象区域を出発地や目的地とする修学旅行については、感染防止策を講じたとしても今すぐに実施することが難しい場合が考えられますので、そうした学校や教育委員会等の学校設置者においては、学校の所在する地域や修学旅行の目的地となる地域の感染状況、関係自治体の方針等をしっかり把握の上、上記の基本的対処方針や衛生管理マニュアル等を十分に踏まえ、保護者などの御理解・御協力をいただいた上で、適切に判断していただきますようお願いいたします。
その上で、当面の措置として一旦取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとしたり、感染状況を見極めながら、近距離での実施、旅行日程の変更や短縮など実施方法の適切な変更・工夫について検討したりするなどの配慮をお願いしたいと考えています。

問3 修学旅行を中止又は延期した場合のキャンセル料、感染症対策や計画変更等により生じた追加的費用等については、国として支援してもらえるのか。【4月30日更新】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行等を中止又は延期した場合に発生したキャンセル料等や、修学旅行等の実施にあたり、例えばバスの増便等新型コロナウイルス感染症対応のために生じた追加的費用については、令和3年度においても、各自治体の判断により「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用が可能ですので、保護者の経済的な負担軽減を図るため、予め各自治体の財政担当部署と調整の上、活用について検討をお願いします。
- 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、内閣府地方創生推進事務局のホームページを御覧ください。特に、同ホームページ内にある「地方創生図鑑（地方創生臨時交付金ポータルサイト）」には、各自治体の活用事業が紹介されており、修学旅行等に関する事業も多数掲載されていますので参考にしてください。

問4 運動会等の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。【1月14日更新】

- 運動会等の実施に当たっては、3つの密を避けるよう、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）の工夫が必要と考えます。また、地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて運動会等の延期など実施時期についての検討もお願いします。
- 特に、児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることも考えられます。
- また、開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底してください。

問5 感染症対策を講じつつ学校行事を実施するためには、具体的にはどういった工夫が考えられるのか。【1月7日更新】

- 学校行事は、子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討することが重要となります。その上で、実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮することが考えられます。

（各学校行事における工夫の例）

※例であり各学校の実態に応じ適切に判断することが重要となります。

◆儀式的行事（新任式・離任式など）

- ・離任者や上級生などのメッセージについて、校内放送（音声や映像など）を活用したり、学校だよりに掲載したりする など

◆文化的行事（文化祭、学習発表会、音楽会、クラブ発表会、芸術鑑賞会など）

- ・小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする
- ・学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す など

◆健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会など）

- ・健康診断について、例えば、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が多くなるよう十分配慮する
- ・防犯指導、交通安全指導及び避難訓練や防災訓練などについては、各教室で事前指導を十分にいき、時間をかけずに実施できるようにする など

※運動会（体育祭）、競技会、球技会については、前問をご確認ください。

◆遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事

- ・バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、会話を控えめにする など